

令和 8 年度

こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託
選定者決定基準

令和 8 年 7 月

こども青少年局

1 基本的な考え方

選定者の決定は、提案参加者から提出された企画提案書の評価である「評価点」を採用し、提案があった者のうち、「評価点」が最も高い入札者を選定者とする。
なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する「令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査探究業務委託事業者選定会議」において、学識経験等を有する者（以下「選定委員」という。）の意見を聴くものとする。

（1）提案内容の評価

選定者決定基準別紙「企画提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容の評価し、「評価点」を与える。

（2）評価の方法及び選定者の決定方法

（1）により評価した、「評価点」が最も高い者を選定者とする。

本市では、総務省が公表している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」のネットワーク三層分離においてβ'モデルを採用しており、各業務においてデータ連携に関しては様々な課題を抱えている。

また、こども青少年局ではこども関連施策としても事業が多岐にわたることにより他所属事業とのデータ連携をシステム間で行っていないものもあり、保有するデータを有効に活用できていないだけでなく、非効率な事務となっており、その将来の検討についても複雑で多岐にわたる内容となる。

そのため、業務の受注者には最新の技術動向や導入事例、国や他自治体、本市内部プロジェクトの調査・ヒアリング能力等が求められ、物理的・論理的ネットワーク、端末、セキュリティ、運用、こども関連施策に対する理解など、幅広い技術レイヤーに関する知識・経験、および方針案の管理運営プロセスに関するノウハウも必要である。

本業務委託においては、こうした能力・知識・経験が成果物の品質に大きく影響することから、その評価が求められる。

（3）「評価点」における要求水準

選定における要求水準は評価合計点の60%以上とし、すべての事業者が要求水準（60%）を満たさない場合は、受託者として選定しない。

（4）提案者が1社の場合

本公募は実施するものとし、審査の結果、要求水準（60%以上）を満たす場合は受託者として選定する。

(5) 「評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

- ア 令和8年度こども関連施策にかかるデータ連携調査研究業務委託選定者決定基準別紙_企画提案書評価項目（以下、「評価項目」）、項番5及び項番6の合算が最も高い者を選定者とする。
- イ 提案参加者それぞれの評価項目、項番5及び項番6の合算が同じ場合、評価項目、項番6が高いものを選定者とする。
- ウ 評価項目、項番6が同じ場合、「提案価格」が低い者を落札者とする。
それでもなお、提案価格が同額で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

2 提案内容の評価

入札参加者から提出された企画提案書を書面審査し、「評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。

なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

(1) 項目評価の考え方

各評価項目の評価点は、「項目点」に「項目加重点」を乗じ、それらを合計することにより算出する。評価点の合計の満点は150点であり、具体的な評価項目及び配点は「提案書評価表」のとおりである。

項目点は、「5点」「4.5点」「4点」「3.5点」「3点」「2.5点」「2点」「1点」「0点」の9段階で評価するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、内容を吟味したうえで、それぞれ「4.5点」「4点」「3.5点」「2.5点」「2点」とする。記述・提案がない、要求水準を満たしていないものは、「0点」とする。

項目加重点は、すべての項目点が「5点」である場合に、評価点の合計が150点となるように、評価項目ごとの重要度に応じて設定する。

なお、各評価項目の評価点が、1項目でも0点の場合には、選定者としな

い。

(2) 評価点の計算

評価点の計算は、次の式にて行う。

$\text{評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$

3 その他失格事由 次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 選定委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (5) その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと